

## 岩手県林地開発許可制度実施要綱

平成10年2月24日	森第1411号
平成12年3月31日	森第1376号
	林業水産部長通知
平成15年4月22日	森第132号
平成18年7月20日	森保第452号
平成19年12月21日	森保第1135号
平成22年3月31日	森保第1668号
平成25年8月22日	森保第683号
平成26年3月3日	森保第1542号
平成26年6月27日	森保第376号
平成28年3月1日	森保第1698号
平成29年3月1日	森保第1452号
令和2年5月29日	森保第258号
令和3年3月31日	森保第1399号
令和5年3月30日	森保第1519号
最終改正 令和5年3月31日	森保第1530号

農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林法に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため、政令、省令及び施行細則に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 森林法（昭和26年法律第249号）をいう。
- (2) 政令 森林法施行令（昭和26年政令第276号）をいう。
- (3) 省令 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）をいう。
- (4) 施行細則 森林法施行細則（昭和53年岩手県規則第73号）をいう。
- (5) 関係通達 法、政令又は省令に基づき、林地開発許可制度の施行に関し国が発した通達をいう。
- (6) 許可 法第10条の2第1項に基づく許可をいう。
- (7) 知事等 岩手県知事又は広域振興局長をいう。
- (8) 申請者 許可を受けようとする者をいう。
- (9) 開発行為者 許可を受けた者をいう。
- (10) 開発行為 開発行為者が許可の範囲で行う開発行為をいう。
- (11) 開発行為の規模 政令第2条の3に定めるものをいう。
- (12) 開発行為の廃止 許可を受けた開発行為を行わず、又は開発行為の完了前に開発行為の続行ができないと認められ、かつ当該開発行為者が再開する意思がなく開発面積が1ヘクタール以下になった場合をいう。
- (13) 開発行為の中止 開発行為完了前に開発行為の実施を一時中断し、当該開発行為者が再開する意思があるものをいう。

### (許可の申請等)

第3条 許可の申請にあたっては、あらかじめ申請予定地を地域森林計画図に投影させた図面を持参の上、事前に知事等に相談し、その指導を受けるものとする。

- 2 申請者は、省令及び施行細則に定めるもののほか、林地開発許可申請書類作成基準（別記1）及び林地開発許可技術基準（別記2）に基づき申請書類を作成し、知事等に提出するものとする。
- 3 許可前に、当該申請に係る行為の計画を中止若しくは補正等のため再申請しようとする者は、林地開発許可申請取下書（様式第1号）を知事等に提出するものとする。

4 法第10条の2第1項但書の規定による許可を要する開発行為以外の林地開発(同項第2号に該当する場合を除く。)を行おうとする者は、当該行為に着手する前に、その計画について、知事等に協議するものとする。

(法令の遵守等)

第4条 開発行為者は、開発行為の実施に当たり、法令及び許可条件を遵守しなければならない。

2 開発行為者は、その指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発に係る行為についても、その責任を負うものとする。

(開発行為の計画の変更)

第5条 次に掲げる事項について開発行為の計画を変更しようとする開発行為者は、許可条件に基づき、開発行為の計画を変更する前に、林地開発計画変更許可申請書(様式第2号)を知事等に提出し、許可を受けるものとする。

(1) 開発行為に係る森林面積(変更の累計が、当該面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合に限る。)

(2) 残置森林、造成森林及び緑地面積(林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合に限る。)

(3) 防災施設(重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合に限る。)

(4) 開発行為の目的

2 前項に規定する事項以外の変更した開発行為者は、許可条件に基づき、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書(様式第3号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の着手)

第6条 開発行為者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書(様式第4号)を知事等に提出するものとする。

(標識の掲示)

第7条 開発行為者は、開発行為の期間中、許可に係る開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識(様式第5号)を掲示するものとする。

(防災施設、埋設工作物工事の完了)

第8条 重要な防災施設又は埋設工作物に係る工事が完了した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為防災施設(埋設工作物)工事完了届出書(様式第6号)を知事等に提出し、完了の確認を受けるものとする。

(開発行為者の氏名等の変更)

第9条 開発行為を完了する前に氏名又は住所(法人にあってはその名称又は主たる事業所の所在地)に変更があった開発行為者は、遅滞なく、氏名(住所)変更届出書(様式第7号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の承継等)

第10条 開発行為を完了する前に相続、譲渡、合併その他の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為承継届出書(様式第8号)を知事等に提出するものとする。

2 開発行為を完了する前に開発行為者の地位を譲渡した者は、遅滞なく、林地開発行為譲渡届出書(様式第9号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の廃止)

第11条 開発行為を廃止しようとする開発行為者は、開発行為を廃止する前に、林地開発行為廃止届出書(様式第10号)を知事等に提出するものとする。

(開発行為の中止等)

第12条 開発行為を中止しようとする開発行為者は、開発行為を中止する前に、林地開発行為一時中止(再開)届出書(様式第11号)を知事等に提出するものとする。

2 前項の規定は、中止した開発行為を再開しようとする開発行為者に準用する。

(災害発生時の措置)

第13条 開発行為区域内において災害が発生した開発行為者は、直ちに必要な応急措置を講じる等災害の拡大の防止を図るとともに、遅滞なく、災害発生届出書（様式第12号）を知事等に提出するものとする。

(施行状況の報告)

第14条 開発行為者は、開発行為が完了し知事等の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を林地開発行為施行状況報告書（様式第13号）により知事等に報告するものとする。

2 前項の報告は、毎年5月末日現在で行うものとし、6月10日までに提出するものとする。

(開発行為の完了（部分完了）)

第15条 開発行為が完了（部分完了）した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為完了（部分完了）届出書（様式第14号）を知事等に提出し、完了（部分完了）の確認を受けるものとする。

(営業行為の開始時期)

第16条 開発行為者は、林地の一時利用である土石の採掘行為を除き、第15条による開発行為の完了確認を受け、林地開発行為完了確認通知書の送達を受けた後でなければ営業行為を行うことはできないものとする。

(提出書類の提出先等)

第17条 この要綱に定める書類を提出するときは、当該開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の場合は知事、同面積が10ヘクタール未満の場合は広域振興局長あてとし、当該開発行為地を管轄する広域振興局長に2通提出するものとする。

なお、事業区域が複数の広域振興局にまたがる場合は、開発行為に係る面積の最も大きい広域振興局に、関係する広域振興局の部数も加えて提出するものとする。

(事務の取扱い)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱適用前に岩手県林地開発許可制度実施要綱（昭和51年3月29日林政第1390号林業水産部長通知）に基づいて提出された文書は、この要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月22日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月20日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成19年12月21日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたもの

とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月22日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により知事等に提出されている書類は、改正後の要綱の規定による書類とみなす。